

岩手県告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 下閉伊郡山田町飯岡第9地割21番3、22番、23番1及び24番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 下閉伊郡山田町川向町4番6号 医療法人晃生会